

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.36

【共通】問1 防災制度に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 映画スタジオ又はテレビスタジオは防災防火対象物である。
- (2) 都市計画区域外にある工事中の貯蔵槽において使用する工事用シートは所定の防災性能を有するものでなければならない。
- (3) ござや人工芝は防災対象物品である。
- (4) 防災性能の基準において、残じん時間とは、着炎後バーナーを取り去ってから炎を上げて燃える状態がやむまでの経過時間をいう。

【消防用設備等】問1 地下街に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
- (2) 地下街の一部に消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供されるものが設置されている場合、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える所定の構造を有するものを除き、当該地下街にはスプリンクラー設備を設置しなければならない。
- (3) 地下街の一部にカラオケボックスが設置されている場合、地下街の延べ面積とは関係なく、当該カラオケボックスには自動火災報知設備を設置しなければならない。
- (4) 消火活動上必要な施設（所定の代替設備等が設置されている場合を除く。）として、延べ面積が700㎡以上の地下街には連結散水設備を、延べ面積が1,000㎡以上の地下街には排煙設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備を設置しなければならない。

【消防用設備等】問2 消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満のものについては、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える所定の構造とすれば、スプリンクラー設備の設置に代えることができることとされている。当該構造に関する以下の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 各居室は耐火構造の壁及び床で区画すること。
- (2) 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げは、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料ですること。

(3) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計は8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積は4㎡以下とし、所定の防火戸を設置すること。

(4) 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。

【防火査察】問1 消防法第45条では、従業者が行った行為に関してその法人を処罰する両罰規定が設けられているが、両罰規定に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第5条の2第1項の命令に違反した法人は1億円以下の罰金刑
- (2) 消防法第5条第1項の命令に違反した法人は1億円以下の罰金刑
- (3) 消防法第17条の4第1項の命令に違反した法人は3,000万円以下の罰金刑
- (4) 消防法第8条第3項の命令に違反した法人は1,000万円以下の罰金刑

【防火査察】問2 違反処理に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 違反処理基準とは、警告、命令、認定の取り消しへの移行基準及び時期の判断を示したものである。違反処理は、原則として、違反処理基準の定めるところにより処理する。
- (2) 違反処理基準に該当する事案については、違反对処物台帳等の管理簿を作成し、違反処理への移行時期、改修計画の提出の有無・予定期日、違反処理を留保している場合の留保期限、上位措置への移行等の業務管理を行う。
- (3) 違反調査、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反对処物の用途、規模、構造、収容人員、違反内容、適用法条などについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することを目的として実施する。
- (4) 違反調査は、消防法第4条に定める資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権に基づく質問・検査ではなく、関係者に協力を求め実施する任意の行政調査で実施する。

【危険物】問1 運搬容器の性能試験に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 積み重ね試験は、すべての種類の運搬容器について実施する。
- (2) 第4類の危険物のうち第2石油類（引火点が61℃以上のものに限る。）、第3石油類、第4石油類又は動植物油類を収納する運搬容器には、試験基準が適用されない。

- (3) 内圧試験は、液体の危険物を収納するすべての種類の運搬容器の外装容器について実施する。
- (4) 落下試験は、すべての種類の運搬容器について実施する。
- (5) 気密試験は、液体の危険物を収納するすべての種類の運搬容器の外装容器について実施する。

〔危険物〕 問2 危険物取扱者、危険物施設保安員又は危険物取扱者の立会を受けた危険物取扱者以外の者が定期点検を行

う場合に、一定の知識及び技能を有する者に限ることとされている点検として、誤っているものはどれか。

- (1) 泡消火設備の泡の適正な放出を確認する一体的な点検
- (2) 移動貯蔵タンクの漏れの点検
- (3) 安全弁の機能の点検
- (4) 地下埋設配管の漏れの点検
- (5) 地下貯蔵タンク及び二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

昇任試験実力養成講座 共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

- 問1 答 (1) 行政財産
(2) 普通財産
(3) 取得
(4) 管理

解説 地方自治法第238条及び第238条の2参照。

- 問2 答 (3)
解説

- (1) 地方自治法第14条第1項参照。同項の規定により「地方自治法第2条第2項の事務に関し」とされているが、一般に条例制定権の範囲には以下のような限界があると考えられている。①「憲法に抵触しないこと」、②「法令に違反しないこと及び市町村又は特別区の条例は都道府県の条例にも違反しないこと」（形式的効力に関係する法的限界）、③「地方公共団体の事務に関するものであること」（地方公共団体が処理することができる事務・権能があることによる制約があること。自治立法としての事項的限界）、④「長その他の執行機関の専属的権限に属しないこと」（法定立形式としての事項的限界）。
- (2) 地方自治法第14条第3項参照。
- (3) 地方自治法第252条の17の2～第252条の17の4参照。「条例による事務処理の特例」として、都道府県の条例により、都道府県の事務の一部を市町村に配分する一般的制度として、地方分権一括法による改正により設けられた。
- (4) 地方自治法第158条参照。長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとされている。

〔公務員法制等〕

- 問1 答 (4)
解説 地方公務員には、最低賃金法は、適用されない（地方公務員法第58条）。

- 問2 答 (5)

解説 争議行為等の罰則の適用は、公務員のみならず、何人に対してもある。

〔消防組織〕

- 問1 答 (4)
解説

- (1) 消防組織法第44条第6項参照。平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設された緊急消防援助隊が、平成15年の改正により、法律に基づく部隊として位置付けられた際に創設された。当該指示権はあくまで消防庁長官の指示を契機としている。
- (2) 消防組織法第4条及び第29条参照。
- (3) 平成21年消防法の改正に伴い追加されたもの。改正以前は、救急搬送において、受入医療機関が速やかに決定しない事案が発生した場合の責任の所在が明確にされていなかったが、都道府県は救急搬送が迅速かつ適切に行われるようにするための責務を負うことが明らかとなった。
- (4) 消防組織法第30条第1項参照。「その区域内の市町村長の要請に応じ」航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができることとされている。これは、都道府県の処理する事務は、市町村が消防に関する責任を適切に果たしうよう全体としての消防力を充実させるためのものにほかならず、あくまでも市町村消防の原則に立脚して構成されなければならないからである。

- 問2 答 (5)

解説 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

〔消防教養〕

- 問1 答 (2)
解説 緊急消防援助隊の発足当時の規模は、現在の約3割程度（1,267隊）であった。

〔消防法規〕

- 問1 答 (4)
解説 消防法第4条、第4条の2第1項参照。

問2 答 (2)

解説 消防法第3条第1項参照。

問3 答 (1) 新築

(2) 増築

(3) 修繕

(4) 模様替

(5) 同意

解説 消防法第7条第1項参照。

問4 答 (2)

解説 消防法施行令第1条の2参照。病院は収容人員30人以上で防火管理者を定めなければならない。

〔消防設備〕

問1 答 (1)、(5)

解説 消防法第7条第1項、同第17条の14項参照。

問2 答 (4)

解説 消防法施行令第10条及び消防法施行規則第9条参照。

(1) 別表第一(1)項イ、(2)項、(6)項ロ、(16の2)項、(16の3)項、(17)項及び(20)項に掲げる防火対象物については、面積にかかわらず義務設置となる。

(2) 表示は「消火器」。

(3) 消火器全体が1.5m以下のところに設置。

問3 答 (3)

解説 消防法施行令第12条参照。

(3) 300㎡ → 700㎡

問4 答 (3)

解説 消防法施行令第21条第1項参照。

問5 答 (1)

解説 消防法施行令第23条第3項参照。

問6 答 (2)

解説 消防法施行令第26条参照。

誘導灯の非常電源は必ず設置が必要。設置義務要件として、面積規定はない。

誘導標識は、消防法施行令別表第一(1)項から(6)項までの防火対象物にはすべて設置。

問7 答 (3)

解説 消防法施行令第25条第2項参照。

特別養護老人ホームの6階以上の階において適応している避難器具は滑り台、救助袋及び避難橋である。

問8 答 (3)

解説 消防法施行令第36条第2項参照。

問9 答 (3)

解説 消防法施行令第34条参照。

〔火災調査〕

問1 答 (5)

解説 消防法第35条の2第1項参照。

事件が検察官に送致されるまでは、調査をすることができる。

〔防災〕

問1 答 (1) 市町村

(2) 防災基本計画

(3) 地域防災計画

(4) 修正

(5) 市町村地域防災計画

解説 災害対策基本法第42条第1項参照。

問2 答 (1) 指定行政機関

(2) 指定地方行政機関

(3) 地方公共団体

解説 災害対策基本法第87条参照。

問3 答 (1)

解説 ×災害の種別→○災害の原因。災害対策基本法施行令第21条参照。

〔救急〕

問1 答 (5)

解説 (1)から(4)は、別表一に掲載されている資器材であり正しい。ショックパンツは、消防長が救急自動車に備えるようつとめるものとされている資器材であり、別表三に掲載されている呼吸・循環管理用資器材である。

問2 答 (3)

解説 成人及び小児は、10%以上の(企)度熱傷で重症としている。ただし、この基準では、年齢があまり考慮されていないことに注意すべきであり、高齢の傷病者になればなるほど、青壮年と同じ熱傷面積でも重症度は高くなることを知っておかなければならない。

問3 答 (4)

解説 右は右鎖骨内1/3であり、左は左鎖骨中央、上縁は胸鎖関節部、下縁は心窩部で囲まれた範囲が「ザウエルの危険帯」と呼ばれ、この範囲に銃創あるいは、刺創の刺入口がある場合には、心臓損傷の発生頻度が高い。

〔救助〕

問1 答 (4)

解説 消防組織法第45条第4項参照。

都道府県知事→都道府県知事又は市町村長

〔石油コンビナート〕

問1 答 (3)

解説 法第2条及び石油コンビナート等災害防止法施行令第1条参照。

石油コンビナート等災害防止法施行令第1条において、空気のうち液化空気は「高圧ガスから除かれる不活性ガス」から除かれている。

問2 答 (4)

解説 法第20条の2参照。

〔原子力〕

問1 答 (2)

解説 簡易型防護服は、主に使い捨てを前提に使用される布製等の安価で簡易な防護服であり、 α 線以外の放射線(β 、 γ 、X、中性子)の防護(遮へい)はできない。

「原子力施設等における消防活動対策マニュアルー地震対策編ー」(総務省消防庁)第1編第1部第3章・被ばく防護資機材等の整備/第1・整備すべき防護資機材参照。

問2 答 (4)

解説 上記(1)~(3)、(5)の他、酸素呼吸器、中性子線測定器としている。

「原子力施設等における消防活動対策マニュアルー地震対策編ー」(総務省消防庁)第1編第1部第3章・被ばく防護資機材等の整備/第2・整備しておくことが望ましい防護資機材等参照。

〔無線法規〕

問1 答 (2)

解説 電波法第2条参照。

〔無線工学〕

問1 答 (1)

解説 並列に接続した場合の合成電圧は電池1個の電圧と同じである。

〔国民保護〕

問1 答 (3)

解説 国民保護法第62条及び第63条参照。

問2 答 (4)

解説 国民保護法第98条参照。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 バッテリー性能を保持するため、必ず完全放電さ

せてから充電する。

問2 答 (5)

解説 火勢が強く自己隊で消火不能の場合は、必要な応援要請を行い、他隊と連携してあわ放射を中断させない。

問3 答 (3)

解説 点火プラグは、約100時間毎に取り外し、カーボン等の汚れをとる。

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (4)

解説

- (1) 中核市の指定要件であるため、誤り。
- (2) 道路、港湾は該当しないため、誤り。
- (3) 権限がなくなるため、誤り。
- (4) 正しい。
- (5) 指定都市に置かれる行政区の説明であるため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (4)

解説

- (1) ハロー効果の説明であるため、誤り。
- (2) 寛大化傾向の説明であるため、誤り。
- (3) 対比誤差の説明であるため、誤り。
- (4) 正しい。
- (5) 逆算化傾向の説明であるため、誤り。

〔消防財政〕

問1 答 (2)

解説

- (1) 地方交付税など性質上、納入の通知を必要としない歳入もあるため、誤り。
- (2) 正しい。
- (3) 歳入の調定を行うのは、長であるため、誤り。
- (4) 長は、会計管理者に通知し、会計管理者は債権者に支出するため、誤り。
- (5) 支出負担行為の審査は、会計管理者が行うため、誤り。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故(以下この項において「災害による事故等」という。)又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関(厚生勞

働省令で定める医療機関をいう。第7章の2において同じ。)その他の場所に搬送すること(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。)をいう。

問2 答 (4)

解説 救急業務実施基準について第27条(救急調査)

- (1) 地勢及び交通の状況
- (2) 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造
- (3) 医療機関等の位置及びその他必要な事項
- (4) その他消防長が必要と認める事項

問3 答 (1)

解説 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受け入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有する病院。災害発生時に、被災地からの傷病者の受け入れ拠点にもなる。

災害拠点病院指定要件(運営体制)

- (1) 傷病者の緊急受け入れ及び搬出が24時間可能な体制
- (2) ヘリコプターによる傷病者、医療物質などのピストン輸送に対応可能な体制
- (3) 消防機関と連携した医療救護班の派遣体制
- (4) ヘリコプター搬送に際して同乗医の確保が可能な体制

〔警防〕

問1 答 (5)

解説 はしご車のてい体伸ていや三連はしごを伸てい等については、二次的災害の発生要因となることから、具体的な救助活動に移行する以前については、原則として実施しないこと。

問2 答 (4)

解説 火点を中心として、風下側を広く取り道路境界等を警戒線とする。

問3 答 (2)

解説 ガス濃度の測定者及び爆発危険区域内で消防活動を行う隊員は、熱傷等を防止するため耐熱服を着用する。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (4)

解説

- (1) ○ 消防法施行令第4条の3第1項。
- (2) ○ 消防法施行令第4条の3第1項、同条第3項、消防法施行規則第4条の3第1項第1号。
- (3) ○ 消防法施行令第4条の3第3項、消防法施行規

則第4条の3第2項第4号、第5号。

- (4) × 消防法施行令第4条の3第4項第1号。正しくは、炎を上げずに燃える状態がやむまでの経過時間。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説

- (1) ○ 消防法第8条の2第1項
- (2) × 消防法施行令第12条第1項第9号。地下街にこの種の施設が設置されるかどうかはともかくとして、本問の場合、法令上は、スプリンクラー設備の設置対象となるのは当該(6)項口の施設に関する部分だけである。
- (3) ○ 消防法施行令第21条第1項第9号。
- (4) ○ 消防法施行令第28条、同令第28条の2、同令第29条、同令第29条の2、同令第29条の2、同令第29条の3。

問2 答 (1)

解説

- (1) 消防法施行規則第12条の2第1号イ。正しくは準耐火構造。
- (2) ○ 同号ロ。
- (3) ○ 同号ハ及びニ。
- (4) ○ 同号ホ。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説

- (1) 消防法第45条及消防法第39条の2の2より正しい。
- (2) 消防法第45条及消防法第39条の2の2より正しい。
- (3) 消防法第45条及消防法第39条の3の2より正しい。
- (4) 消防法第45条第1項第3号により50万円以下の罰金刑であり、誤り。

問2 答 (4)

解説

- (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 違反調査は、消防法第4条に定める資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権に基づく質問・検査であり、誤り。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 運搬容器は、運搬等における取扱の実態に応じた危険物漏えい防止のための性能を有していることとされ、そのための試験基準が定められている。

[参照条文]危険物の規制に関する規則第43条第4項。危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告

示第68条の5、第68条の6。

技能を有する者に限られているものがある。

〔参照条文〕危険物の規制に関する規則第62条の5の2～第62条の6。

問2 答 (3)

解説 定期点検事項のうち、その実施が一定の知識及び

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

近年、飲酒運転に対する厳罰化が図られ、道路交通法の一部改正などにより罰則の強化が図られている。また、現に公務員の飲酒運転も決して少なくない状況にあることから、各自治体では、飲酒運転に対する厳格な懲戒処分が行われるケースも増えてきている。しかし、社会的に飲酒運転撲滅の大きな掛声があるにも関わらず思うように飲酒運転は減っていないように思われ、そうしたことで、飲酒運転をした公務員自身の過失によって市民ら第三者に損害を負わせた場合、当該公務員の使用者である市自体がその賠償責任を負うべきかどうかについて予め検討を行うておくことが大切である。

地方公務員の服務に関しては、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれを遂行しなければならない」と規定し、これを受けて、職員が、職務遂行中に守るべき義務と職務の内外を問わず当然に遵守しなければならない義務の二つが定められている。そして、これらの服務上の義務に違反したときには、地方公務員法第29条第1項の規定によって懲戒処分が課されることになっている。

そこで、公務外の飲酒運転に対して懲戒処分を行う場合の理由について考えてみると、ここでは「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当するか否かが問題になるところである。「全体の奉仕者にふさわしくない非行」には私生活上の行為も含まれ、どの様な行為が当該非行行為に該当するかは、社会通念に従って判断されることになり、一般的に飲酒運転のような

行為は、当然、非行行為に当たるといえる。しかし、公務員に服務上の義務違反があっても、これが直接、職員個人が第三者に対して賠償責任を負わなければならない根拠にはならない。むしろ、最初に国家賠償法第1条の規定に基づいて市に賠償責任があるかどうかということを考えなければならない。国家賠償責任は、職員が「職務を行うについて」違法に他人に損害を加えた場合に賠償責任が生ずることになっており、職員の休日における私用上の飲酒運転は、そもそも職務行為や職務の外形行為にも当たらないと考えられ、基本的には市に損害賠償責任は発生しない。

次に、民法第715条の規定に基づく使用者責任についても検討しておかなければならない。使用者責任に関しては「被用者がその事業について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」場合に賠償責任が生ずるのであるから、職員の休日の私用上の飲酒運転は、上記のとおり、職員の休日の私用上の飲酒運転行為が職務の外形を有しないことを考慮すると、当然「事業について第三者に加えた損害」ではないため、市は使用者としても賠償責任を負うことはない。したがって、職員が私用上で飲酒運転を行ったような場合の第三者への損害は、基本的に当該職員自身が、民法第709条の規定に基づく不法行為として賠償責任を負うことになる。近年の飲酒運転事故については同乗者も含め、厳正な制裁を加えよとの社会的要請があることを考えるならば、公務員は全体の奉仕者として極めて高い倫理観をもって行動しなければならない。

新訂第2版

消防官のための
消防活動の法律知識

■関 東一 A5判/186頁
定価1,890円(〒80円)

◆消防活動とはどの範囲まで

の活動を指すのか、人命救助の法的根拠、PA連携の合法性等、消防活動に関連する基本的な法律問題をQ&A形式でわかりやすく解説した実務書!



主な目次

- Q1 消防とは何か。
- Q2 消防活動、消火活動及び消防作業とは、どの範囲の活動を指すものか。
- Q3 火災警報とは何か。火災警報は誰がどのような場合に発することができるか。また、火災警報が発せられた場合、どのような規制があり、その規制はどのような効力をもっているのか。
- Q6 火災警戒区域とは何か。この区域は、どのような場合に誰が設定することができるか。
- Q17 消防警戒区域とは何か。この区域は、誰がどのような場合に設定することができるか。また、消防警戒区域の設定は、どのような法的性質をもっているか。
- Q21 消火活動中の緊急処置とはどのようなものか。
- Q26 消火栓上に自動車を駐車させている者には、どのような違反が成立するか。
- Q45 消火方法のミスによって、損害賠償責任を問われた裁判例として、どのようなものがあるか。 他57項目(総計65項目)